

令和5年11月16日
 課名 環境県民局環境政策課
 担当者 課長 渡邊
 内線 2910

県有施設における太陽光発電設備の導入について

1 要旨・目的

- 第5期広島県地球温暖化対策実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、県庁本庁舎及び運転免許センターへ太陽光発電設備を導入する。
- 導入手法は、県として初めての取組となる、PPAモデル※により実施する。

※ PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) モデル

- 県の施設や土地に発電事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を県が使用し、使用量に応じた電気料金を支払う設置手法。

2 現状・背景

- 令和5年3月に改定した「第5期広島県地球温暖化対策実行計画」において、県の事務・事業における温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に55%削減（平成25（2013）年度比）する目標を定めた。
- 具体的取組のひとつとして、最大限の再エネの創出を図るため、PPAモデルにより、設置可能な県有施設・土地の50%に、太陽光発電設備を計画的に導入することとしている。

3 概要

(1) 対象者

県

(2) 事業内容（実施内容）

- 電力需要、設置可能場所等を考慮し、県庁本庁舎及び県運転免許センターの2施設に導入することとし、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。
- 県におけるPPAの実績がないことから、令和5年度の導入は一部施設とし、ノウハウを蓄積したうえで、他の施設へ展開する。

【R5導入施設の概要】

	施設名	設置場所	想定出力
1	県庁本庁舎	本館屋上等	100～150kW (消費電力の5%程度)
2	広島県運転免許センター	駐車場 (ソーラーカーポート)	100～150kW (消費電力の15%弱)

※ 具体的な設置場所については、上記の範囲内で事業者からの提案により決定する。

(3) スケジュール

時 期	内 容
R 5. 9. 15	・事業者の公募（公募型プロポーザルによる）
R 5. 12 上旬	・事業者の決定、契約の締結
R 6. 4 ～	・設置工事
R 6. 8 以降	・発電開始

※ スケジュールについては、事業者の提案や資材調達の進捗等により、変更になる場合がある。

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

今年度の導入結果を踏まえ、令和6年度から他の県有施設における導入を進める。